

# 社会福祉法人 はぜの実会

## 介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の情報公開について

### 1.介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の取得状況について

		処遇改善加算	特定処遇改善加算
特別養護老人ホーム紅葉樹	介護老人福祉施設	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
特別養護老人ホーム紅葉樹	短期入所生活介護	加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
特別養護老人ホーム陽だまりの樹	地域密着型介護老人福祉施設	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
特別養護老人ホーム陽だまりの樹	短期入所生活介護	加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
特別養護老人ホーム陽だまりの樹	介護予防短期入所生活介護	加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
デイサービスセンターはぜ並樹	通所介護	加算Ⅰ	特定加算Ⅱ

### 2.職員の処遇改善加算及び特定処遇改善加算について

(1)介護職員処遇改善加算を取得し、介護職員の給与や賃金の向上に努めています。

- ・毎月介護職員に対して介護職員処遇改善手当として定額を支給
- ・6月、12月に介護職員処遇改善手当一時金として毎月の定額支給から加算額の残額を支給

(2)介護職員特定処遇改善加算を取得し、経験・技能のある介護職員の給与や賃金の向上に努めています。※下記の条件を満たす介護職員を「経験・技能のある介護職員」とし、人事考課を踏まえ決定

- ①介護職員として当法人で勤続年数（他施設は1/2換算とする）※1年1点
- ②介護福祉士を取得してからの年数（他施設は1/2換算とする）※1年1点
- ③①と②の点数を合わせて15点以上の介護職員
- ④ユニットリーダーもしくは見習い並びにセンター長

受給資格①～③を満たす介護職員もしくは④の介護職員

- ・毎月経験・技能のある介護職員に対して特定介護職員処遇改善手当として定額を支給

### 3.キャリアパス要件について

- ・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めています。
- ・職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めています。
- ・就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知しています。

### 4.職場環境等要件について

(1)入職促進に向けた取組

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用に取り組んでいます。
- ・職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上に取り組んでいます。

(2)資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会を確保しています。

(3)両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等を整備しています。

(4)腰痛を含む心身の健康管理

- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の体制を整備しています。

(5)生産性向上のための業務改善の取組

- ・業務手順書の作成や記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減に努めています。

(6)やりがい・働きがいの醸成

- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流を実施しています。
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会を提供しています。